

郵便等投票証明書交付申請書

公職選挙法施行令第五十九条の三及び第五十九条の三の二の規定によって、郵便等投票証明書の交付を受け、併せて当該郵便等投票証明書に公職選挙法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

令和 年 月 日

選挙人名簿に記載されている住所

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生

氏名

海南市選挙管理委員会委員長 向山 壽紀 様

添付書類

- 一 令第五十九条の三第三項の書類 身体障害者手帳若しくは令第五十九条の二第一号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面、戦傷病者手帳若しくは令第五十九条の二第二号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面又は介護保険の被保険者証
- 二 令第五十九条の三の二第三項の書類 身体障害者手帳若しくは令第五十九条の三の二第一項第一号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面又は戦傷病者手帳若しくは令第五十九条の三の二第一項第二号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面